

介護老人保健甲府南ライフケアセンター

短期入所療養介護契約書

(以下「利用者」という。)と介護老人保健施設甲府南ライフケアセンター(以下「当施設」という。)は、介護保険法に基づき事業者が利用者に対して行う介護保険施設サービスについて、次のとおり契約を締結するものとします。

(契約の目的)

第1条 当施設は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護を提供し、一方、利用者及び利用者を扶養する者(以下「身元引受人」という。)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

(適用期間)

第2条 この契約の適用期間は、利用者当施設が本契約に基づいて契約を締結したのち、効力を有します。但し、身元引受人に変更があった場合は、新たに締結を得ることとします。

2 利用者は、前項に定める事項の他、本契約に改定が行われない限り、初回利用時の契約書をもって、繰り返し当施設を利用することができるものとします。

(利用者からの解除)

第3条 利用者及び身元引受人は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅介護サービス計画にかかわらず、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

(当施設からの解除)

第4条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく入所利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において要支援及び自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅介護サービス計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本契約に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第5条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく短期入所療養介護の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者及び身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月10日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の振替日に支払うものとします。なお、支払いの方法は口座振替とさせていただきます。身元引受人は、利用者が負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で連帯して保証するものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者及び身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第6条 当施設は、利用者の短期入所療養介護の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年間は保管します。

2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、原則として、これに応じます。但し、身元引受人その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。

(身体の拘束等)

第7条 当施設は、利用者本人又は他の利用者等の生命・身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。緊急やむを得ない身体拘束を行う場合においては、その態様及び時間その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとします。また、事前に家族へ説明と同意を得るものとします。

2 身体拘束等の適正化を図るため、以下に掲げる事項を実施します。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の従業員に周知徹底を図る
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する
- (3) 介護職員その他の従業員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第8条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針・特定個人情報取扱規程に基づき、業務上知り得た利用者又は身元引受人若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的（重要事項説明書に添付）を定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべきこととして明記されていることから情報提供及び事務を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
- ② 居宅介護支援事業所等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- ⑥ 介護保険に関連する申請他、行政手続き及び介護報酬請求事務

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第9条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者及び身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第10条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の家族等利用者又は身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第11条 利用者及び身元引受人は、当施設の提供する短期入所療養介護に対しての要望又は苦情等について、担当介護支援専門員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第12条 短期入所療養介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

- 2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第13条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

(その他)

第14条 この契約書の内容は、甲府市長に届出て認可されており、そのことで効力を有します。

契約内容を変更する場合は、その都度、甲府市長に変更申請をします。よって、契印を省略するものとします。

<別紙1>

介護老人保健施設甲府南ライフケアセンターのご案内
(平成28年5月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

施設名	介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター
開設年月日	平成8年4月26日
所在地	甲府市住吉五丁目24-14
電話番号	055-241-3333
ファックス番号	055-241-7564
管理者名	土屋 幸治
介護保険指定番号	1950180016

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護や通所リハビリテーションといったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設甲府南ライフケアセンターの運営方針]

- ①利用者の心身の変化をできる限り事前に把握し適切な医療的管理のもと看護・介護・機能訓練生活訓練等継続的なケアを行い、自立を支援し社会への復帰を目指します。
- ②利用者一人ひとりの個性を尊重し、その人らしく生きることができるようにし家庭的雰囲気の中で「こころ」の交流を心がけ、レクリエーション、趣味など「生きがい」を持って生きられるようなケアを行います。
- ③利用者が社会復帰できるよう家族を含めた「チームケア」を行うとともに家庭及び地域に対して看護・介護等の教育訓練及び、相談事業を行い、関係市町村と連絡を密接にし在宅介護に対する地域住民の協力を得られる啓蒙活動を行います。

(3) 施設の職員体制

職 種	資 格	員 数	勤務の体制		
管理者	医 師	1人	常勤		1人
医 師		2人	常勤	1人	非常勤 1人
薬剤師		1人	常勤	人	非常勤 1人
看護職員		10人	常勤	10人	非常勤 人
介護職員		27人	常勤	27人	非常勤 人
支援相談員		2人	常勤	2人	常勤兼務
理学療法士		8人	常勤	8人	非常勤 人
作業療法士		0人	常勤	0人	非常勤 人
管理栄養士		1人	常勤	1人	非常勤 人
介護支援専門員		1人	常勤	1人	非常勤 人

- (4) 入所定員等 ・定員 100名 (うち認知症専門棟 30名)
 ・療養室 個室 9室、2人室 4室、3人室 1室、4人室 20室

- (5) 通所定員 60名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～9時00分
 - 昼食 12時00～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・協力医療機関
 - ・名 称 市立甲府病院
 - ・住 所 甲府市増坪町366
 - ・名 称 笛吹中央病院
 - ・住 所 笛吹市石和町四日市場47番地1
- ・協力歯科医療機関
 - ・名 称 ばば歯科医院
 - ・住 所 甲府市川田町537-1

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。

○面会（要予約）	13時30分から16時30分（土・日曜日・祝日・12/29～1/3を除く） ※感染症流行状況によって変動いたします。
○外出・外泊	届出に記入し、サービスステーションに提出してください
○喫煙	敷地内は、禁煙となっています。
○事業所内の器具・備品	大切に使用してください。
○所持品・備品等の持込	現金などの持込はご遠慮ください。受付窓口でお預かりいたします。
○金銭・貴重品の管理	高価な物はご遠慮ください。また所持品には全て記名してください。

5. 非常災害対策

消防用設備	スプリンクラー設備 自動火災報知設備 非常放送装置 避難滑り台 誘導燈 消化器及び消化栓
消防計画	消防署への届出：平成8年3月26日 防火管理者：五味 広幸 内 容：避難訓練 年2回実施 通報訓練 年2回実施 消化訓練 年2回実施 洪水訓練 年1回実施

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として介護支援専門員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

電話055-241-3333 内線113

担当 支援相談員・介護支援専門員 渡邊 浩司

要望や苦情などは、担当介護支援専門員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、玄関に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙2>

短期入所療養介護について
(令和 8年6月1日現在)

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護の概要

短期入所療養介護は、要介護者の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人（ご家族）の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 基本料金

施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。以下は1日あたりの自己負担分です）

<在宅強化型>

【1単位：10.14円です】

短期入所療養介護費 (一) ii <従来型個室>				短期入所療養介護費 (一) iv <多床室>			
	1割	2割	3割		1割	2割	3割
要介護度1 819単位	831円	1661円	2492円	要介護度1 902単位	915円	1830円	2744円
要介護度2 893単位	906円	1811円	2717円	要介護度2 979単位	993円	1986円	2979円
要介護度3 958単位	972円	1943円	2915円	要介護度3 1044単位	1059円	2118円	3176円
要介護度4 1017単位	1032円	2063円	3094円	要介護度4 1102単位	1118円	2235円	3353円
要介護度5 1074単位	1089円	2178円	3267円	要介護度5 1161単位	1178円	2355円	3532円
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (3時間以上4時間未満)	664単位						
	1割		2割		3割		
	674円		1347円		2020円		
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (4時間以上6時間未満)	927単位						
	1割		2割		3割		
	940円		1880円		2820円		
特定介護老人保健施設 短期入所療養介護費 (6時間以上8時間未満)	1296単位						
	1割		2割		3割		
	1315円		2629円		3943円		
個別リハビリテーション 実施加算 240単位	1割		2割		3割		
	244円		487円		730円		
認知症ケア加算 76単位	1割	77円		2割	154円	3割	231円
認知症行動・心理症状	1割		2割		3割		

緊急対応加算 200単位	203円		406円	608円		(7日を上限) ◎	
若年性認知症利用者受入 加算 120・60単位	1割	122円	2割	244円	3割	366円	(◎印との併用不可)
	1割	61円	2割	122円	3割	183円	(特定老健施設短期入所 (同上))
重度療養管理加算 120単位・60単位	1割	122円	2割	244円	3割	366円	
	1割	61円	2割	122円	3割	183円	(特定老健施設短期入所)
緊急短期入所受入加算 90単位	1割	92円	2割	183円	3割	273円	(7日を限度)
送迎加算 184単位	1割	187円	2割	373円	3割	559円	(片道につき)
療養食加算 8単位	1割	9円	2割	17円	3割	24円	(1食)
総合医学管理加算 275単位	1割	279円	2割	558円	3割	837円	利用中7日を限度
夜勤職員配置加算 24単位	1割	25円	2割	49円	3割	73円	
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算(Ⅱ) 51単位	1割	52円	2割	104円	3割	156円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ) 100単位	1割	102円	2割	203円	3割	305円	
生産性向上推進体制加算 (Ⅱ) 10単位		11円		21円		31円	
サービス提供体制強化 加算(Ⅰ)(※) 22単位 (Ⅱ) 18単位	1割		2割		3割		
	23円		45円		67円		
	19円		37円		54円		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ	所定単位数×97/1000						

(注) 基本給付費と※印の項目は、基本的に全ての利用者様に必要となります。それ以外の項目は該当した場合に必要となります。

*なお緊急時に所定の対応を行った場合、下記料金が加算されます。

- ①緊急時治療管理(1日)・・・ 518単位 1割 526円・2割 1051円・3割1576円
 ②特定治療・・・・・・・・・・・・老人医科診療報酬点数に定める点数に10円を乗じて得た
 額の1割、2割または3割

(2) その他の料金

入所者の希望による、理美容、教養娯楽費他あなたの生活において必要とする費用は次のとおりです。

① 食費/1日

- ・ 朝食 660円
- ・ 昼食 800円
- ・ 夕食 790円

(ただし、食費について負担限度額認定(第1段階から第3段階まで)を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。)

② 滞在費(療養室の利用費)/1日

- ・ 従来型個室 1728円
- ・ 多床室 437円

ただし、滞在費について負担限度額認定(第1段階から第3段階まで)を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。)

③ 理美容代 実費(1,700円)

④ その他

教養娯楽費	250円（レクリエーション、クラブ活動等の個別費用）
日常生活品費	330円（歯ブラシ10円、歯磨き粉10円、おしぼり75円、タオル70円、シャンプー10円、ボディソープ10円、ティッシュ15円、ペーパータオル45円、ハンドソープ15円、整容代（化粧品、クリーム、整髪料）70円）
洗濯代	800円（1回） ※1ネット12点まで
ポリデント代	50円（月額）
電気製品持込使用料	テレビ、電気毛布等1品に付 月額330円
その他利用者が要望した物品等	実 費
予防接種代（※）	実 費
文章料	実 費
エンゼルケアセット代	実 費

※インフルエンザ 予防接種料に関しては、ご利用者様がお住まいの市町村から補助がある場合があります。
①と②は、基本的に全ての利用者様に必要となります。

（3）支払い方法

- ・ あなたが当施設に支払う料金のお支払い方法については月ごとの精算とします。毎月10日までに、前月分のご利用いただいたサービス利用料金の請求書をしますので、その月の振替日にお支払ください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、口座振替とさせていただきます。

（4）ご利用中止の連絡

あなたのご都合によりご利用をキャンセルする場合には、わかり次第ご連絡ください。

（5）その他

あなたの被保険者証に支払方法の変更の記載（あなたが介護保険料を滞納しているためサービスの提供を償還払いとする旨の記載）があるときは、費用の全額を支払っていただきます。
この場合、当施設でサービス提供証明書を発行しますので、この証明書を後日、自ら在住する市町村の窓口へ提出して差額（介護保険適用部分の9割又は8割、7割）の払い戻しを受けてください。

短期入所療養介護契約書

この契約書の締結を証するため、この契約書を2通作成し、利用者・ご家族（親族）及び事業所が記名押印のうえ、各自1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

(利用者)

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先TEL _____

(ご家族・親族等身元引受人)

住 所 _____

氏 名 _____

連絡先TEL _____

(事業者)

所在地 山梨県甲府市住吉5丁目24-14 _____

名 称 介護老人保健施設 甲府南ライフケアセンター _____

施設長 土屋 幸治 _____